

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案要綱

第一 国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）及び国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）を廃止すること。

第二 国立大学法人法等の施行に伴い、次の関係法律について、所要の改正を行うこと。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）
- 二 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）
- 三 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）
- 四 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）
- 五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）
- 六 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）
- 七 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）
- 八 学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）
- 九 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び

- 納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）
- 十 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
- 十一 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）
- 十二 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）
- 十三 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）
- 十四 学校図書館法（昭和二十八年法律第八十五号）
- 十五 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）
- 十六 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）
- 十七 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第五百十七号）
- 十八 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）
- 十九 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）
- 二十 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）

- 二十一 国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）
- 二十二 国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百十七号）
- 二十三 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十二年法律第百四十五号）
- 二十四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）
- 二十五 スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）
- 二十六 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）
- 二十七 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）
- 二十八 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）
- 二十九 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）
- 三十 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）
- 三十一 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）

三十二 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号）

三十三 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法（昭和五十七年法律第八十九号）

三十四 研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）

三十五 消費税法（昭和六十三年法律第八号）

三十六 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）

三十七 大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）

三十八 財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成九年法律第九号）

三十九 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）

四十 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）

- 四十一 独立行政法人航海訓練所法（平成十一年法律第二百十三号）
- 四十二 産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）
- 四十三 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）
- 四十四 知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）
- 四十五 放送大学学園法（平成十四年法律第五百五十六号）
- 四十六 独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第 号）
- 四十七 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）
- 四十八 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）

### 第三 附則

本法の施行期日及び本法の施行に伴う所要の経過措置等を規定すること。